

TOPIC

暴力団離脱者対応をめぐる現状と課題

1 暴力団離脱者の口座開設支援策の課題

匿名・流動型犯罪グループ出現後の

企業における暴力団対策

広島銀行リスク統括部 マネロシ等金融犯罪対策統括室長

山根 洋

2022年2月に金融庁から銀行に要請された「暴力団離脱者の口座開設支援策」へ対応すべく、広島銀行では、2022年5月に行内規定を整備することとで受入態勢を整えた。しかしながら、2023年12月末現在で本制度を活用して口座を開設した暴力団離脱者はまだゼロである。また、暴力団離脱者と銀行とのトラブルも散見されている。また、一方で暴力団の資金獲得活動は不透明化し、匿名・流動型犯罪グループによる活動

も活発化している。このような現状を分析するとともに対応案を考察したい。

一 暴力団離脱者の口座開設支援策

暴力団離脱者の口座開設支援策とは、2022年2月警察庁から都道府県警察等に要請された、就労先から給与を受け取るための預貯金口座の開設を申し込んだ場合において、過去に暴力団員であったことを理由として排除されることがないよう都

道府県警察が支援するというものである。

警察庁が示している支援策の具体的な内容は次のとおりである。

警察において、

- ・暴力団から離脱していること
- ・警察又は都道府県暴力追放運動推進センターの支援により協賛企業に就労していること
- ・離脱者及び協賛企業が警察等の行う取組に同意していること

・支援が妥当でない事情がないことを確認し、支援要と判断された者が支援対象者とされる。

支援対象者には、警察から口座開設支援策の内容について教示する。その後、警察において、支援対象者が口座開設を申し込む金融機関へ連絡し、支援対象者による口座開設の申込みがあることおよび口座開設後の対応を含めた取組みの概要を説明する。金融機関は暴力団員等の該当性の確認、就業証明書の確認等の口座開設審査を実施し、可となった場合に口座開設に応じる。

口座開設後、支援対象者、協賛企業および金融機関が合意した場合において、支援対象者が離職したとき、協賛企業から金融機関へ情報提供が行われ、また警察は金融機関からの暴力団員等の該当性に関する照会がなされた場合に必要性を判断したうえで回答する。

また、警察庁からの要請を受

暴力団離脱者対応をめぐる現状と課題

2 離脱支援スキームと

金融機関が口座開設する場合の留意点

ひかり総合法律事務所 弁護士
三宅・今井・池田法律事務所 弁護士

弁護士

山田 康成
岩下 明弘
山本 裕人

現状の整理

これまで社会を挙げて様々な暴力団対策が行われてきた。例えば、金融機関を含む社会全体の取引において、各種契約にいわゆる元暴5年条項を盛り込むことは、もはや通例になったといえよう。このような努力が実を結び、暴力団員の数は減少の一途をたどっている。一方で、真に暴力団を離脱した者が普通預金口座を開設するハードルはまだまだ高く、更生の障害になる

という問題も生じている。本稿が、こうした問題について検討する一助になれば幸甚である。

1 様々な暴力団対策

暴力団は、資金を獲得するため数多の犯罪行為に手を染めており、市民生活の安全と平穏を脅かしている。そこで、暴力団から「ヒト・モノ・カネ」を奪い組織を弱体化させ、ひいては市民生活の安全と平穏を守るため、これまで様々な暴力団対策がとられてきた。例えば、法

制度の面では、平成4年3月にいわゆる暴力団対策法が施行され、平成23年までには全都道府県において暴力団排除条例が制定された。社会における取引の面では、犯罪対策閣僚会議幹事会が平成19年6月19日付けで「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を策定した。その後、一般社団法人全国銀行協会（以下、「全銀協」という）は、同指針を踏まえ、金融機関が暴力団等の反社会的勢力と関係を遮断することがで

きるよう、平成21年9月24日付けで普通預金規定等に盛り込む暴力団排除条項の参考例を公表した。

2 暴力団員の減少

かかる暴力団対策の結果、近年、暴力団員の数は以前と比べ大幅に減少している。警視庁組織犯罪対策部が作成した「令和4年における組織犯罪の情勢【確定値版】」によると、平成3年に6万3800人いた暴力団員は、翌年から減少を続け、令和4年末の時点で1万1400人になっていく（次頁図表）。つまり、数字上、暴力団員の数は、図表中の全盛期に比べ約5分の1まで減少したのである。これはまさに、社会を挙げて講じてきた前記様々な暴力団対策が功を奏し、暴力団から「ヒト」を奪った結果といえよう。特に多くの金融機関に暴排の意識が根つき、各現場における担当者が、日々暴力団排除のために奮闘された賜物といっても過言ではない。

FATF勧告対応に係る外為取引等遵守基準および 新外為ガイドラインへの実務対応(下)

御堂筋法律事務所 東京事務所 弁護士 岡崎 頌央



本稿は、基準省令、新外為GLの内容を概観し、必要となる実務対応について現時点で可能な範囲で解説をするものである。

(上)では、基準省令と新外為GLの概要と、制裁違反リスク評価に関する考え方について解説をした。本稿では、適法性の確認義務を履行するための態勢、自らが経済制裁対象取引を行わないための態勢、その他のリスク低減措置、記録の作成・保存、内部管理態勢、両替取引に係る対応等について解説をする。なお、本稿で用いる略語等は、(上)において用いたものと同じ

の意味内容を有するものとする。

一 適法性の確認義務を履行するための態勢

1 適法性の確認の概要

新外為GLII-4-1(1)および(2)において、適法性の確認義務(注1)を履行するための対応が規定されている。

外為法においては、制裁対象者として明示的に指定されている者が当事者となる取引について課される規制、およびそのような者が当事者となるわけではないものの、取引当事者の居住

国・地域、取引の内容等を要件として課される規制が存在するところ、新外為GLII-4-1(1)では、前者に係る適法性の確認義務の履行に係る態勢について、同II-4-2では、後者に係る適法性の確認義務の履行に係る態勢について規定している。

ここで、適法性の確認義務とは、自らが行う為替取引および電子決済手段等の移転等(改正外為法16条の2)(以下、総称して「為替取引等」という)について、①図表1に掲げる支払等に係るものでないか、②前記①の支払等に該当する場合に、外為法上必要な許可等を受けた

うえで行うものであるかを確認しなければ、為替取引等を行ってはならないという規制である。

為替取引等を行う場合に確認すべき事項を踏まえて図表1を再構成すると、図表2のように整理される。

このように、適法性の確認義務を適切に履行するためには、取引の当事者の制裁対象者該当性や、取引当事者の居住国・地域・支払等の原因となる取引(以下、「原取引」という)の性質についても考慮することが必要であるところ、新外為GLII-4-1(1)では、前者に係る適法性の確



「地域再生チャレンジ」

レポート

地域活性化学会東北支部地区セミナー 【地域活性化学会金融部会（第16回研究会）】 「地域再生チャレンジ」

坂本剛宏・菅野大志・小野浩幸



日時：2023年11月20日
場所：JURIN
（山形県山形市）

●プレゼンター
坂本剛宏

（三島信用金庫審議役、さんしんキャピタルファンドマネージャー、地域再生請負人）
菅野大志

（山形県 西川町長、ちいきん会 主宰、元内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局）
主 宰

●小野浩幸
（地域活性化学会 金融部会部会長、山形大学教授）

◆共催：山形大学、地域活性化学会金融部会、産学連携学会東北・北関東支部、ちいきん会

一 主宰 小野浩幸氏 ご挨拶

本日は、産学連携学会と地域活性化学会の共催によるセミナーに、2人のすばらしい講師をお招きしています。

お1人は三島信用金庫の坂本剛宏さんです。坂本さんは、静岡県伊豆エリアに深く入り込み、地域観光再生を実践されています。

もう1人は山形県西川町長の菅野大志さんです。元内閣デジタル田園都市国家構想会議事務局から過疎地域自治体の長に転身されて、山形弁になります。「すったい（したい）」ことを実現する町」をスローガンに、目

覚ましい活躍をされています。本日の2人のお話は必ずやみなさんに勇気とヒントを与えてくれると思います。



●小野浩幸氏（山形大学教授、地域活性化学会金融部会長）

二 静岡県伊豆半島 観光温泉地観光 拠点再生取り組み 報告について

《坂本剛宏氏》

(1) ファンド運営会社の設立

私は43歳になります。静岡県の伊豆半島を営業区域とする三島信用金庫と、さんしんキャピタル（投資専門子会社）を兼務しています。また、静岡県のアドバイザーや、民間会社の役員2つを兼務しています。ほか、数多くのアドバイザーを務めています。今から報告する観光地域を持続的に応援する取組みは、最初のうちは、「絶対でき



令和5年12月犯罪収益移転危険度調査書を読む — 預金取扱金融機関に求められる対応

百五銀行 コンプライアンス統括部 マネロン・テロ資金供与対策室 室長

北後 俊輔

はじめに

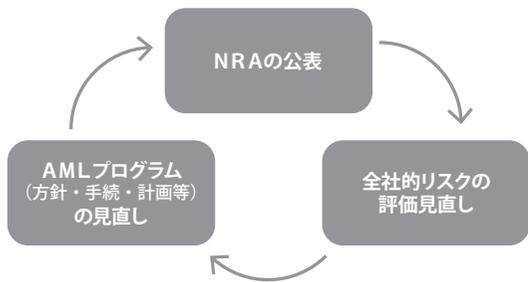
国家公安委員会の犯罪収益移転危険度調査書 (National Risk Assessment) 以下、「NRA」という) は、金融庁「マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」に関するよくあるご質問」(以下、「FAQ」という)、「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン」と並んで金融機関のマネロン対策等の担当部署に所属する者にとって必読、必携の文書とされる。

NRAの公表は、各金融機関が行うリスクの特定・評価の出発点となる。国によるリスク評価の結果であるNRAの内容に基づいて、自らが直面する「全社リスク」の特定・評価を見直し、その結果に基づいて方針・手続・計画等のAMLプログラムの見直しを実施する(図表1)。NRAの公表を出発点とするこのサイクルこそが、リスクの特定・評価・低減というリスクベース・アプローチに基づく取組みの底流をなすものといえよう。

金融庁「マネー・ローダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」(2023

年6月)において、「金融機関はNRAを参照しながら一定程度のリスクの特定・評価が行われていることも認められ、業態や規模にかかわらず、金融業界全体として、リスク理解をはじめとする態勢整備の底上げが進んでいることを示している」(同資料25頁、以下、単に頁数を記載する際は同資料による)とする一方、「取組に遅れが認められる事例」として「リスク評価書の作成・見直し時においてNRAの内容を引用するのみで、商品・サービス、取引形態、顧客属性、国・地域、自社の特性等を勘案する等、網羅的なリスクの特定・評価を未だ行っていない」(34頁)と例示している。換言すれば、預金取扱金融機関におけるリスクの特定・評価に

【図表1】 NRA公表後のリスク評価の見直しイメージ



(出所) 筆者作成